

令和9年4月1日から下水道使用料を改定します

Webはこちら



下水道事業を将来にわたり安定して運営していくため、令和9年4月1日から下水道使用料を改定します。物価高騰が著しい中、市民の皆さまにはご負担をお願いすることとなりますが、持続可能な下水道事業の運営に向け、ご理解とご協力をお願いします。

1. 今回の下水道使用料改定の基本方針

汚水処理に係る経費は、すべて下水道使用料で賄うことが原則ですが、持続可能な下水道経営と住民負担の抑制を両立させる観点から、次のような考え方のもと下水道使用料を改定することとしました。

- (1) 東京都の汚水処理場での汚水処理費、東京都水道局に払う下水道使用料の徴収に係る経費、の増額分のみを対象とします。
- (2) 急激な負担増を避けるため、令和9年度、10年度、11年度の3年間で段階的に改定します。

2. 新しい下水道使用料金表（1か月当たり）

汚水 種別	区分	排出量	料率(税抜き)			
			改定前	改定後		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一般 汚水	基本使用料	8㎥以下の分	560 円	594 円	628 円	662 円
	超過使用料	8㎥を超え 20 ㎥以下	110 円/㎥	117 円/㎥	123 円/㎥	130 円/㎥
		20 ㎥を超え 30 ㎥以下	140 円/㎥	148 円/㎥	157 円/㎥	165 円/㎥
		30 ㎥を超え 50 ㎥以下	170 円/㎥	180 円/㎥	191 円/㎥	201 円/㎥
		50 ㎥を超え 100 ㎥以下	200 円/㎥	212 円/㎥	224 円/㎥	236 円/㎥
		100 ㎥を超え 200 ㎥以下	230 円/㎥	244 円/㎥	258 円/㎥	272 円/㎥
		200 ㎥を超え 500 ㎥以下	270 円/㎥	286 円/㎥	303 円/㎥	319 円/㎥
		500 ㎥を超え 1,000 ㎥以下	310 円/㎥	329 円/㎥	348 円/㎥	366 円/㎥
		1,000 ㎥を超える分	345 円/㎥	366 円/㎥	387 円/㎥	408 円/㎥

3. 標準的な世帯の下水道使用料（1ヶ月、税込み）

※ 通常は2か月分まとめて算定されます。

	令和8年度まで	令和9年度	令和10年度	令和11年度以降
1人世帯 8 ㎥	616 円	653 円	690 円	728 円
2人世帯 15 ㎥	1,463 円	1,554 円	1,637 円	1,729 円
3人世帯 20 ㎥	2,068 円	2,197 円	2,314 円	2,444 円
4人世帯 23 ㎥	2,530 円	2,686 円	2,832 円	2,988 円

- 生活保護世帯やひとり親家庭世帯、障害がある児童を扶養する世帯、障害がある方がいる非課税世帯等に対する基本使用料の減免は継続します。